

令和3年度 地方消費税交付金（社会保障財源）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされています。

令和3年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源）の用途状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源） 351,915 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 3,793,174 千円

（単位：千円）

事業名	令和3年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税 交付金 (社会保障分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	867,117	387,537	219,300		43,491	216,789
	高齢者福祉事業	32,740				5,471	27,269
	児童福祉事業	669,784	320,002	105,273	55,197	31,633	157,679
	生活保護扶助事業	284,759	243,550	2,645		6,444	32,120
	小計	1,854,400	951,089	327,218	55,197	87,039	433,857
社会保険	国民健康保険特別会計繰出事業	316,981	36,833	117,599		27,161	135,388
	介護保険特別会計繰出事業	513,703	25,093	12,606		79,538	396,466
	後期高齢者医療特別会計繰出事業	515,816		78,867		73,012	363,937
	小計	1,346,500	61,926	209,072	0	179,711	895,791
保健衛生	母子保健・健康増進対策事業	73,427		618	66,155	1,112	5,542
	予防接種事業	61,455	866	111		10,106	50,372
	病院事業会計繰出事業	457,392			14,850	73,947	368,595
	小計	592,274	866	729	81,005	85,165	424,509
合計	3,793,174	1,013,881	537,019	136,202	351,915	1,754,157	

※児童福祉事業には母子福祉事業を含みます。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金（社会保障財源）を按分して充当しています。